

## 町有地売払い申込心得書

吉富町保有不動産「町有地（広津４０５番地２）」の売払いを希望される方は、次の各事項をご承知のうえで申込みしてください。

### 1 売払い物件

- (1) 売払いする物件は、別紙「不動産物件のご案内」に記載のとおりです。
- (2) 最低売却価格は、６，２０６，０００円です。

### 2 町有地売払い申込書（以下「申込書」という。）を提出できる者

年齢が申請日において２０歳以上の者で、個人、法人を問わず申込書を提出することができます。また、共有（２名以上の個人）名義による申込書の提出も可能です。ただし、次に掲げる方については、申込書の提出はできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項に規定する資格制限に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第６号に該当する者
- (3) 税等を滞納している者

### 3 申込書の提出

#### (1) 受付期間

令和２年７月１日（水）から 令和２年７月２０日（月）まで  
（※土日を除く。）

#### (2) 受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで

#### (3) 受付場所

吉富町大字広津２２６番地１  
吉富町役場 総務財政課（吉富町役場２階）

#### (4) 提出書類

申込書に売払い希望価格（物件の価格の総額）を記入の上、所定の封筒（申込書書類等を受領の際、お渡しします。）に封入・のり付けし、次の書類を添付して提出してください。

- ア 印鑑証明書 １通
- イ 誓約書
- ウ 役員等一覧（法人のみ）

※ 受付場所に直接提出してください。（郵送不可）

(5) 申込みに当たっての留意事項

- ア 申込みに当たっては、1世帯又は1法人につき1申込みとなります。
- イ 共有名義での申込みの場合は、共有予定者全員が連名で記入・押印の上、前号に掲げる添付書類を付して申し込んでください。
- ウ 現地説明は行いませんので、現地を十分に確認してください。(担保責任は一切負いません。)

4 申込書の無効

次のいずれかに該当する申込は、無効とします。

- (1) 申込書を提出する資格がない者が行った申込み
- (2) 申込書の記載事項が不明なもの又は申込書に記名若しくは押印のないものの
- (3) 2通以上の申込書を提出した者
- (4) 申込書の金額を訂正したもの
- (5) 前各号に定めるものの他、指定した事項に違反したもの

5 購入者の決定

- (1) 日時 令和2年7月21日(火) 10:00
- (2) 場所 吉富町大字広津226番地1  
吉富町役場2階 庁議室

※購入者の決定に立ち会うこともできます。

- (3) 購入者の決定は、第1項第2号で定める最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをした者としてします。
- (4) 最高の価格を付けた複数の申込み者があった場合には、くじにより購入者の決定をします。
- (5) 購入予定者は、その権利を他者に譲り渡すことはできません。

6 契約の締結

購入予定者は、令和2年7月31日(金)までに別に定める様式の契約書にて売買契約を締結しなければなりません。

7 契約保証金

購入予定者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

8 売買代金の支払期限

売買代金は、令和2年9月30日(水)までに支払わなければなりません。

## 9 土地利用の制限

落札した土地は、遊戯施設、風俗施設その他公序良俗に反する利用はできません。また、所有権移転の日から5年以内に戸建住宅、店舗兼住宅又は事務所兼住宅の用途として使用しなければなりません。

## 10 特記事項

土地の現状有姿での売却につき、一切の担保責任を負いません。

**【問合せ先】** 吉富町役場 総務財政課

TEL 0979-24-4071

FAX 0979-24-3219